



6. 本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第36号 専決処分の承認について（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について）
- 日程第3 議案第37号 専決処分の承認について（白石町税条例等の一部を改正する条例について）
- 日程第4 議案第38号 専決処分の承認について（白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第5 議案第39号 専決処分の承認について（平成27年度白石町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第6 議案第40号 専決処分の承認について（平成28年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））
- 日程第7 議案第41号 白石町有明干拓記念公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第42号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更に係る協議について
- 日程第9 議案第43号 町道路線の認定について
- 日程第10 議案第44号 平成28年度須古小学校校舎外壁等改修工事請負契約について
- 日程第11 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願書

---

## 9時30分 開議

### ○白武 悟議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

申し上げます。岩永英毅議員から本日の会議に欠席の申し出がっておりますので、報告をいたします。

### 日程第1

### ○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、川崎一平議員、前田弘次郎議員の両名を指名します。

本日の議事進行について申し上げます。

本日の議案審議は、質疑、討論、採決の順で行います。

## 日程第2

### ○白武 悟議長

日程第2、議案第36号「専決処分の承認について（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について）」議題とします。

質疑ありませんか。

### ○内野さよ子議員

この固定資産税の附則の部分ですが、何か見た感じでは内容的には余り変化がないように思いますが、経過措置で書き方の変更ぐらいでということでは捉えていいのか、何か内容的には余り変わらないような、日付が最初に来て、その辺の変更についての確かな理由をお願いします。

### ○本山隆也総務課長

議員おっしゃるとおりだと思っております。特に内容的な変更というよりも、その言い回しと申しますか表現を変えて、より特定させたと申しますか、例規について条文を上げていなかったものを上げたり、わかりやすい言い回しに変えたということで御理解いただければと思っております。

以上です。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第36号「専決処分の承認について（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について）」を採決します。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第36号は承認することに決定しました。

## 日程第3

### ○白武 悟議長

日程第3、議案第37号「専決処分の承認について（白石町税条例等の一部を改正する条例について）」議題とします。

質疑ありませんか。

### ○秀島和善議員

1点だけお尋ねをします。

専決処分書で白石町税条例の一部を改正する条例ということで、第1条、56条中ということで書いてあります。独立行政法人労働者健康福祉機構というものはどういう内容を指すのでしょうか。

**○木下信博税務課長**

独立行政法人労働者健康福祉機構についてのお尋ねのことです。独立行政法人労働健康福祉機構法に基づき2004年に設立された独立行政法人でございます。労働者の福祉の増進を図ることを目的として、主に勤労者に対する医療相談及び医療の提供、産業保健関係者に対する研修、情報の提供、労災病院等医療施設の設置及び運営、倒産等による未払い賃金の立てかえ業務を行っている機構でございます。

以上です。

**○秀島和善議員**

そうしますと、この機構は本町内に存在するのでしょうか。

**○木下信博税務課長**

この機構は本町内にはございません。一番近いところでは、九州の八代市のほうに熊本労災看護学校というのがございます。

以上です。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○内野さよ子議員**

わがまち特例というのがちょっと言われて、水力発電、太陽光発電、津波とか言われたあのわがまち特例のときにも該当する施設はないということで、ここに関してもそういう同じような捉え方で国のほうで改正があるので、今回ここに記帳してあるという今の説明と、そんな感じで捉えていいわけですね。

**○木下信博税務課長**

一応今内野議員おっしゃいましたとおり、今回のこの独立行政法人労働者健康福祉機構につきましても地方税法のほうに非課税の対象ということで上がっていたんですけど、改正に伴いまして削除がされておりました。本条例文のほうも削除をしたことでございます。

以上です。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第37号「専決処分の承認について（白石町税条例等の一部を改正する条例について）」採決をします。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第37号は承認することに決定しました。

#### 日程第4

##### ○白武 悟議長

日程第4、議案第38号「専決処分の承認について（白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」議題とします。

質疑ありませんか。

##### ○内野さよ子議員

議案第38号については、繰上充用の分も含まれておりますし、保険ですね、国民健康保険の全体的な割合の低所得者とか、そういうような方たちのことだと思いますが、繰上充用のことですが、今回平成30年度に県の単一化ということになって繰上充用額も少しずつ減ってきているのかなという気がしているところですが、平成30年までに全体的な市町村で少しずつその差を縮めていって単一化に向けていくことだと思いますが、そういうときに30年ぐらいまでには何とかこういう税の上がったりとかしていることについて間に合うのかみたいなことですが、白石町としてどういうぐあいにして進めて、進めているのは進んでいますけれども、考えとして平成30年までぐらいには大体充用額もそんなにしなくていいようになっていくのか、その辺の見通しはどうでしょうか。

##### ○白武 悟議長

議案第38号で解していいですか。今、内野議員、議案第39号とおっしゃいました。

##### ○内野さよ子議員

済みません、そうですね、議案第38号、今、議案第38号ですよね。はい、議案第38号の国民健康保険の専決処分ですよね。済みません、議案第38号ですね。間違えました。今、議案第38号のことをしてますよね。

##### ○門田和昭住民課長

今回の限度額の引き上げ、それと軽減枠の拡大につきましては、地方税法の改正に伴う改正でございまして、その30年の統一に向けた引き上げとかということではございません。そういうことでよろしいでしょうか。

## ○内野さよ子議員

今回の分については、今年度私たちに係る国民健康保険の医療保険分と、それから後期高齢者の支援金分の分が今回上がってますよね、医療費分と。違いますかね。医療費の分がちょっと値上げになって52万円から54万円になっていて、後期高齢者支援金分が2万円上がってますね。合わせて4万円上がるということをおっしゃったですね。こういうことを国挙げてされているので、白石町としてもだんだん平成30年度までにずっとしていかないといけないので、そういうようなことも考えてしてあるのかなあとちょっと思いましたが、全然関係ないとは言えないんじゃないかなと思います。関係ないですかね。平成30年度に向かって県単一化に向かっていかないといけないので、白石町として見通しはどうかあと、差額がこの間医療費分によって900万円ぐらいになると、上がる分が、そして低所得者の方の分が十何万円でしたか、なるということをおっしゃったので、そういうようなことをずっとしていくことによって30年度までいくと、何かこれも関係、国を挙げてしてあるのかなあとというようなこともちょっと思いましたが、ちょっと間違っていますかね。

## ○門田和昭住民課長

今回の引き上げにつきましては、まず保険料の引き上げについては、一応基準といたしまして社会保険方式を採用する医療保険制度では保険料負担は負担能力に応じた公平なものである必要があると。受益等の関連において被保険者の納付意欲に与える影響や制度及び事業の円滑な運用を確保する観点から被保険者の保険料負担に一定の限度を設けることとしていると。ただし、高齢化の進展等により医療給付費等が増加する一方で保険料負担の上限を引き上げずに保険料率の引き上げにより必要な保険料の収入を確保することとなれば高所得者層の負担と比較し中間所得者層の負担が大きくなるというふうなことで、国といたしましてはある一定の限度額は認めるものの、一律に上げて限度額も設けないと、高所得者の負担といたしますか、納付負担といたしますと、中間層では大分負担率が違うもんですから、それに伴う引き上げというふうなことで、この医療費分と高齢者支援分と介護の分については、一応超過者を26%以上になさないというふうに大体国のほうでは限度を決められております。ですから、今回介護のほうが上がっておりませんが、介護の引き上げ額が今26%以下です。ただ、医療費分と高齢者支援金分については、の所得からしますと26%を超えてるもんですから、その分だけを引き下げると、引き下げるといふか超過者がそれだけちょっと多く今いらっしゃると思いますので、そこを26%以内までに持っていくというふうなことで今回この限度額の引き上げがなされております。そういうふうなことで30年度の統一に向けた町としての思惑はありません。また、国においてもそういうふうな一定の基準を設けたところでの引き上げということになっております。

以上でございます。

## ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第38号「専決処分の承認について（白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」採決をします。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第38号は承認することに決定しました。

## 日程第5

### ○白武 悟議長

日程第5、議案第39号「専決処分の承認について（平成27年度白石町一般会計補正予算（第7号））」について議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第39号「専決処分の承認について（平成27年度白石町一般会計補正予算（第7号））」について採決をします。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第39号は承認することに決定しました。

## 日程第6

### ○白武 悟議長

日程第6、議案第40号「専決処分の承認について（平成28年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））」について議題とします。

質疑ありませんか。

### ○井崎好信議員

補正の理由といたしまして平成27年度の国民健康保険特別会計に歳入が不足したというふうな理由が上げておられます。変更内容の歳出を見ておりますと、13款で前年度繰上充用金が1億6,700万円程度充用をされております。そして、今回また2回目の、2回目といいますか、そういった充用金というようなことで理解していいですか。

それともう一つ、説明のときに一般会計から1億円を繰り入れをして6,485万円の黒字になるというふうな説明を受けたところでございますが、この一般会計繰り入れ

というのは28年度の一般会計の予算から繰り入れたのか、あるいはまた新たに一般会計から繰り入れたのか、その点、2点をお伺いをいたします。

### ○門田和昭住民課長

この先ほどの繰上充用金の1億6,705万7,280円、これにつきましては、26年度に歳入不足が生じたものですから、27年度予算から26年度にやったと。今回、1億220万円ですか、をお願いしてる分につきましては、27年度が歳出に対しまして歳入不足が生じたものですから、28年度予算から繰上充用させていただきますというふうなお願いでございます。

それから、27年度の3月の補正予算で1億円の一般会計からの繰入金をさせていただきました。それで、一応単年度の黒字ということで6,825万円ほどというふうなことでさせてもらってございましたけれども、大体累積赤字の解消分ということで1億円いただいたんですけども6,820万円の、本当は単年度収支でいうと大体1億円の黒字にならんべいかんとか6,820万円の黒字に終わったというふうなことで説明をさせていただいたところです。それでよろしいでしょうか。

### ○井崎好信議員

前年度繰上充用金は26年度の方であったというふうなことで理解したわけですが、こういった状況、今回国庫支出金の療養給付金等で対応されておりますが、毎年こういうふうな状況が続くのか、来年度もこういった状況に、年に2回、前年度、また次の年度からまたその当年度まで2回ずつするような、何かそういった繰り返しが続いてきていると思います。

もう一点、先ほど一般会計の補正、3月の補正で1億円の繰り入れがあったというように説明を受けましたけれども、6,485万円が黒字になる予想で、この今回の1億220万円の充用金を充ててこれだけの赤字になるということであるならば、そこまで充用する必要が、単純な計算上、そこまで充てる必要はないんじゃないかなあという思いですけども、その辺はいかがでしょうか。

### ○門田和昭住民課長

この1億220万円の繰上充用金は単年度で歳入歳出の総額を合わせる必要がございますので、ということです。一応1億220万円を27年度に繰り入れるというふうなことで清算をさせていただいてるところです。そういうことで、赤字の解消部分がどういふふうになるかというふうなことの説明、今後の御質問もあったかと思いますが、もう皆さんも御存じのとおりことしC型肝炎の新薬に及ぼす影響額というのがございます。本町においても26年度と27年度と比較しますと大体6億9,000万円ほど療養給付費が上がっております。それで、中身を見ても調剤費が大体5,900万円ほど上がっております。そういうふうなことから見てもC型肝炎の新薬の影響があったのかなど。ですから、昨年よりも6,900万円ふえておりますので、もしこれがなかった場合は1億円もらった分、あと調剤費が5,800万円ばかり多くかかっていますので、その分が上乗せして繰り越したのかなというふうなことで思っておりましたけ

れども、先ほど言いますようにC型肝炎の新薬の影響でちょっと6,480万円ほどの赤字に終わったということになっております。ただ、今後これが新薬が大体12週間、大体3カ月の投与である程度の完治が見込めるというふうなことの情報もあっておりますので、このピークがどこに行くかによって、早くある程度ピークを超えてしまうと医療費はだんだん少なくなっていくのではないかなというふうなことと思っております。そういうことで、ことし6,900万円ほどちょっと医療費が高くなってしまったんですが、来年は28年度においては減ってくるのではないかなというふうないい方向にちょっと思っている状況でございます。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○久原久男議員

今の調剤費の高騰しているという中で、この町内にそういうふうなC型肝炎あるいはほかの病気に対して調剤費が上がってる分について大体の目安とか、ちょっとわかりますか。委員会の中ではちょっと私その辺のことを聞き損ねたといいますか、そういうふうな状態で行ったので、わかればここで。

#### ○門田和昭住民課長

ちょっと今まだ全体的な療養給付費と調剤費の確認しかとっておりませんので、今実際何人の方が肝炎治療をされているかというふうなことは、ちょっとまだそこまで詳細にはしておりません。ただ、調剤費の推移をちょっと御紹介いたしますと、去年の4月が大体3,000万円ほどです。それが4月から大体途中に2,800万円というふうなこと、9月までは大体3,100万円ほどで推移をしておったのが、10月ぐらいから3,400万円ぐらいに上がりまして、12月には3,500万円をオーバーしまして、1月、2月が3,800万円、月にオーバーするというふうなことで、9月以前の3,000万円ほどで推移していたのが3,800万円ということで、一月大体800万円ほどふえてきたというふうな実情でございます。それで、一応1月、2月につきましては3,800万円ということで、3月につきましては3,600万円まで若干落ちたんですが、4月、また3,785万円というふうなことで、また3,800万円ほど近くなっておりますので、ちょっとその辺が今後どういうふうに移るかにはちょっとまた予測ができない状況でおります。

以上でございます。

#### ○久原久男議員

今、3,600万円から800万円ぐらいで推移しているということですが、これがC型肝炎に対してだけのアップなのか、そういうことではないだろうというふうに思いますが、率的にC型肝炎に対してC型肝炎の治療に関していろいろ調剤費がアップしていると、そういうふうな理解でいいですか。それだけではないということもわかりますが、その辺のことについて。

### ○門田和昭住民課長

今の段階では、年間に大体被保険者が200人ほどずっと減っております。それで、26年度までには大体被保険者数が減ったにもかかわらず療養給付費というのは並行といたしますか、若干、変わらない程度でございましたけども、27年度に限りましては200人被保険者が少なくなったにもかかわらず1人当たりの単価でしますと1万5,000円ぐらいから上がっております。そういうふうなことでも、今回はこのC型肝炎、さきに言いましたように調剤費、それからC型肝炎もはっきりした数字はちょっと申し上げにくいんですが、年間大体3,800万円ほど療養費がかかっていたことに対して今回1億円ほど肝炎治療の累積があるだろうというふうなことで言われてますもので、その保険の差し引きをいたしましても5,000万円以上の肝炎治療に治療費がかかったというふうなことで、今回、今年度のこの医療費につきましては肝炎治療というふうなことが強いというふうなことが言えると思います。

以上でございます。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第40号「専決処分の承認について（平成28年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））」について採決をします。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第40号は承認することに決定しました。

### 日程第7

### ○白武 悟議長

日程第7、議案第41号「白石町有明干拓記念公園条例の一部を改正する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

### ○秀島和善議員

1点だけお尋ねします。白石パークゴルフ場が9月にはオープンするということが大変愛好者や、また愛好者じゃなくても今の健康をさらに発展させようということ考えてらっしゃる方たちには非常にいい施設が完成するんだなあというふうに感慨深いものがありますけれども、1つお尋ねしたい点は、小学生以下のみは無料ですけれども、論議の中でハンディのある障がいを持つ町民の無料化については検討はなされ

なかったんでしょうか。

#### ○千布一夫生涯学習課長

秀島議員さんのほうからお尋ねのありました障がい者の方への減免の規定はないのか、検討されたのかということでございますが、この件についても事務局のほうでは検討いたしました。現在、町内のほかの例えば社会体育施設などにつきましては、今のところ障がい者の減免等は規定いたしておりません。したがって、このパークゴルフ場につきましても障がい者の減免ということについては、今現在のところは考えてはおりません。

料金自体についても、比較的安い使用料で設定しているかと思っておりますので、今のところは考えておりません。

以上でございます。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○前田弘次郎議員

この条例の中にこのパークゴルフ場の開園時間というか使用時間ですか、時間が書いてありませんけど、これは24時間使っていいということで考えていいんですかね、公園です。

#### ○千布一夫生涯学習課長

条例の中に使用時間とかを定めてないので、24時間使ってもいいのかという御質問でございますが、例えば使用時間とか、そういった規定につきましては、条例の下の方になります。管理規則というのを定めて、議会のほうで議決受けるものではございませんが、管理規則というのを定めることになっております。ほかの施設についても管理規則の中で利用時間等を定めております。この白石パークゴルフ場の使用時間につきましては、今後この管理のほうを今現在委託を考えておりますむつごろうカントリーのほうに管理のほう委託するように考えておりますが、今後むつごろうカントリーのほうともいろいろと協議を行いながら使用時間のほうを設定していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○久原房義議員

ここの使用料の件でございますけども、高校生以上300円と、用具が200円ということで、高校生の場合、合わせれば500円ということになるわけです。中学生は、ちなみに100円と100円ですから、合わせれば200円と。高校生についても収入というのは

ないわけですね。中学生と、あるいは小学生と全く経済状況というのは変わらないというふうに思うわけですね。そういうことからしますと、ここに高校生の欄を設けるのは結構ですけども、これ高校生以上ですから、大人も当然含まれるわけですから、大人と高校生というのは区分をして、もうちょっと高校生の場合は若干安くすると、そういった配慮が必要ではないかなあと。ここの高校生以上というのは大人ということの解釈で、もう一つ高校生は配慮されたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

### ○千布一夫生涯学習課長

高校生以上ももう少し料金のほうを安くしたほうがよいのではないかという御質問でございますが、この白石パークゴルフ場の使用料の設定につきましては、県内のほかのパークゴルフ場の使用料を参考にして設定をしたところでございます。県内のほかのパークゴルフ場では高校生以上を大人ということで、高校生以上の使用料の設定、それから、もう中学生以下は、小学生、幼児含めて有料という設定にされております、県内のほかのパークゴルフ場については、そういう状況でございました。白石パークゴルフ場は低料金で楽しめる施設ということで、ほかのパークゴルフ場とちょっと差別化を図りたいという考えから、それからまた親子で家族みんなでパークゴルフを楽しんでもらいたいということから、小学生以下についてはちょっと無料としたところでございます。中学生は有料ということになりましたが、ほかの町のパークゴルフ場に比べたらかなり安い設定にしているかと思っております。高校生につきましては、通常の、実際に収入はないかもしれませんが、ほかの団体と合わせて、ほかの町のパークゴルフ場と合わせまして同じ大人の料金で設定をしたいというふうに考えたところでございます。

以上でございます。

### ○久原房義議員

ほかのパークゴルフ場を参考にしてというようなことですが、これは参考にされることは結構ですが、ただ他のパークゴルフ場についてはそれぞれ事業費等も違うと思うんですね、かなりよそのものについてはかなりパークゴルフ場自体が規模が大きいわけですから、当然事業費もかなりかかるとるかなあと、そういう感じしております。しかしながら、我が町のパークゴルフ場は簡易的と言っちゃ何ですが、非常に狭い土地の中でやるわけですので、恐らく事業費等を比べたら、よそと見たらかなり安い金額で事業費はおさまるとるんじゃないかなあと、そういう感じを持ちます。ですから、高校生も私は中学生と同額でいいと思うんですよ。大人と同じということではどうかなあと。中学生も高校生もほとんど経済的なものは一緒ですから、安いというか使用料と貸料を含めていけば中学生で100円、100円ですから200円、その程度であれば高校生も大いに利用をしようかなという気分になると思うんですけども、高校生で500円出さんばねというたら、ちょっとやめとこうかなという感じになりはしないかなと。最近の高校生、お金持とるかどうかわかりませんが、ただ収入がないということで、若い人、高校生も大いに利用をしていただこうと、そういっ

たことを考えれば、中学生も高校生も同額で私はいんじゃないかというふうに思います。そういうことで、この高校生の欄をもちろん大人ということにして、中学生の欄に、これも中学生、高校生という欄に改めたほうが、よりよい、白石は白石なりの独自性があると思うんですよ。再度お尋ねします。

#### ○千布一夫生涯学習課長

確かにこの高校生以上、中学生、小学生以下という区分をして使用料の設定をしております。実際事務局のほうでもこの料金設定というのはかなり検討をしたところでございます。いろんな考え方があるかと思えます。事務局としては今現在ここに定めているとおり、全体的に使用料自体が安い設定にしているというふうに考えておりますので、今現在のこの設定でお願いをしたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○秀島和善議員

担当課長に1点だけお尋ねします。非常に本町の利用料、安く抑えてるということで、私もこの高校生以上300円、中学生100円、小学生以下無料というのは、数字だけ見ても安くなってるんだらうなと思うんですけれども、他の市町村比較をされたということですから、この機会ですから、県内の他市町村の利用料はどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

#### ○千布一夫生涯学習課長

秀島議員さんのほうからほかの施設の利用料はどれくらいだろうかというお尋ねでございませう。

まず、県内で一番大きなパークゴルフ場というのが佐賀市富士町のほうにあります。神水川パークゴルフ場、あそこが全部で45ホールあります。その料金ですが、大人が820円、中学生以下が510円という設定になっております。

それから次に、同じく佐賀市兵庫のほうにありますパークゴルフ場、ここは18ホールです。済みません、また神水川のほうに戻りますが、先ほど神水川の料金、大人820円とか子供、中学生以下510円、これは終日の料金です、1日いての料金になります。

次に、佐賀市兵庫のほうのパークゴルフ場、ここが18ホールで、18ホールの料金になります。終日ではございません。大人が300円、子供が200円。

それから、武雄市山内のほうにありますパークゴルフ場、ここは9ホールです、9ホールでして、ここは1日大人700円、子供500円ということになっております。

以上でございます。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第41号「白石町有明干拓記念公園条例の一部を改正する条例について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

## 日程第8

### ○白武 悟議長

日程第8、議案第42号「杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更に係る協議について」議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第42号「杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更に係る協議について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

## 日程第9

### ○白武 悟議長

日程第9、議案第43号「町道路線の認定について」議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第43号「町道路線の認定について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第10

##### ○白武 悟議長

日程第10、議案第44号「平成28年度須古小学校校舎外壁等改修工事請負契約について」議題とします。

質疑ありませんか。

##### ○秀島和善議員

3点、担当課にお尋ねします。

まず第1点は、入札で最低価格は幾らに設定されていたのか、最低価格は幾らに設定されていたのか、これが第1点です。

第2点に、関連しますけれども、外壁工事で他の小学校、中学校で今後予定されているところはどこなのか。

最後に、今回の須古小学校の外壁の改修工事の期間はいつからいつまでの予定になされているのでしょうか。

##### ○松尾裕哉学校教育課長

3点の御質問にお答えをいたします。

まず、最低制限価格の設定の額ということでございますが、一応最低制限価格につきましては対応するというので入札をしておりますが、入札設定価格につきましては入札時の状況によりまして額が設定がされるというようなことでございますので、その額が幾らかというのは今のところわかっていませんというか、額が幾らというのは設定はいたしておりません。

それから、次回の外壁の改修工事につきましては、今のところこの学校を外壁改修工事をするということにつきましては、私のほうではちょっと今把握をいたしておりません。申しわけございません。

それから、工期の期間につきましては、議会で議決をいただくわけでございますが、その翌日から28年11月4日までといたしております。

以上です。

##### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

##### ○井崎直樹企画財政課長

秀島議員さんの御質問の1点目ですね、1枚めくっていただきまして入札の経過がついておると思います。こちらの予定価格の80%、この金額が最低落札価格になります。

以上です。

**○久原房義議員**

須古小学校の外壁の改修ということですが、外壁がどの程度傷んでおるものなのか、その工事の内容をちょっと教えてください。

**○松尾裕哉学校教育課長**

北校舎、南校舎の工事をいたすわけですが、モルタル部分の浮き部の改修とかひび割れの補修、鉄筋の露出部等の改修、それから欠損部分について補修をするというような内容になっております。あとひさしとか軒の部分とか玄関の天井部分等の改修もいたすようにいたしております。

以上です。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○大串弘昭議員**

それでは、この入札の経過表を見ておりますけれども、今回の指名業者と申しますか、そういったものは6社入っておられます。この中で町内業者の方は3業者ということでございますけれども、今、町内のこの建設業者の皆さんの現状、等級とか、そういったものはどのようになっているのか、それからこの参加基準の指名基準と申しますかね、そういったものはどういうものになっているのか、まずその点のところをお聞きしたいと思います。

**○井崎直樹企画財政課長**

業者の等級ですが、これにつきましては一般土木とか、それから舗装、管工事、建築一式といったことでそれぞれ等級がございます。また、業者選定につきましては、その価格に対して例えば高額といいますか、大きな工事であれば何千万円以上についてはこの業者といったふうな取り決めがございます。その中で指名委員会に諮りまして業者決定、この別紙についております分が指名されまして入札に参加されたということになります。

もう一点、秀島議員さんの質問で、私、最低落札価格、これあくまで参考になります。価格の最低価格制度につきましては入札額によっての価格が変わりますので、それはあくまで参考ということで、ちょっと言葉が足らずに申しわけございません。

以上です。

**○大串弘昭議員**

町内のこの建設業者さんの現状というのをお聞きしたんですけれども、いろいろ等級関係を持っておられると思いますけれども、そういうようなものは内容はどんなになっていますかね。

**○井崎直樹企画財政課長**

県が設けられました等級を町も参考にさせていただいております。ちなみにですが、建築ではA級1社、B級2社、C級1社というふうになっております。あと級外が8社というふうになっております。

以上でございます。

#### ○大串弘昭議員

そしたら、今回はC級以上というふうなことで参加をされてるわけですね、指名をされているわけですね。A級は1社と今言われたと思いますけれども、そういうような内容で、と申しますのは、今非常に工事量が公共も、あるいは民間も非常に減少しております。新聞あたり見ておきますと20%、30%落ち込んでいるというような現状をお聞きするわけでございますけれども、そういう中でできるだけ町内の業者の皆さんにも参加の機会をぜひ与えていただきたいという思いでございます。その辺のところはどのようにお考えですかね。

#### ○井崎直樹企画財政課長

一応工事においてそういった工事を施工するに当たっての監督技術というのが必要になってまいります。ですので、全て町内ということも金額によっては、それで監督、施工管理の責任がありますので、建築工事の場合は幾ら以上の場合には特A、Aで発注するとか、そういった決まりを規定を設けておりますので、それぞれの金額に応じた工事につきましては地元優先という考え方もございますが、こういった大きな事業になりますと、どうしても5社以上の入札をするという方針ございますので、そういう点で御理解いただければと思います。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○西山清則議員

今回は外壁改修工事だけになっていますけども、室内も検討されたのか。それとあと外壁工事ですけども、塗装も含めた工事なのか伺いたいと思います。

#### ○松尾裕哉学校教育課長

工事内容でございますが、北校舎、南校舎とも外壁の改修ということで先ほど申し上げた劣化部分等の補修及び塗装関係、それから防水改修工事といたしまして屋根の防水改修工事をいたすようにいたしております。それから、室内ということでございますが、室内につきましては照明器具の取りかえをそれぞれ北校舎、南校舎実施をするようにいたしております。

以上でございます。

#### ○西山清則議員

塗装をされるわけですが、受け手というか雨といですね、あの辺も含めた含めた工事になっているのでしょうか。以前、白石小学校が塗装工事しましたけども、その受け手というか雨といが別になってされてなかったわけですので、その辺は含まれたのかどうか伺いたいと思います。

#### ○松尾裕哉学校教育課長

申しわけございません。今、設計内容を見ておりますが、雨どい関係につきましてちょっとはつきり確認できませんので、後もって答弁させていただきます。よろしくお願いします。

#### ○草場祥則議員

落札業者に対してこういうふうな今おっしゃられた防水とか塗装とかいろいろ照明器具等あるわけですね。その中で町内業者をなるべく使うというようなことで入札時にやっぱり何%ぐらいは町内業者を使うと、この入札はなかなかA級とかB級とかありますから、なかなか誰でも入られんもんで、そういうふうな落札した業者の方から町内業者に仕事をあげてもらおうというような方法で何か知恵を出してされんもんかなと思いますけど、いかがでしょう。

#### ○白武 悟議長

暫時休憩します。

10時27分 休憩

10時45分 再開

#### ○白武 悟議長

会議を再開します。

#### ○井崎直樹企画財政課長

草場議員さんの町内業者の件につきまして記憶が曖昧で答弁がおろそかになっておりましたので、改めて御答弁させていただきます。

白石町の建設工事請負契約の約款というのがございます。こちらのほうの第7条の2のほうに下請人の選定というのがございます。第7条では下請人にさせる場合は発注書に通知し、その承諾を受けるというのがございます。7条の2のほうに下請人の選定という項目がございますが、下請契約を締結する場合は白石町内に本店を有する者の中から選定するように努めなければならない。第2項では、工事材料に係る納入契約を締結する場合には白石町内に本店を有する者の中から選定するように努めなければならない。第3項では工事に係る技術者等について白石町内に居住をする者を優先して配慮するよう努めなければならないということで、工事請負の契約約款のほうに明記をいたしております。また、口頭での依頼も当然あわせて行っているところです。

以上です。

### ○草場祥則議員

その約款とかなんとかは前から聞いておりましたけど、ただ現実、入札でとれて落札をされた業者さんになったら、今度は、もうけということで出てきたら、どうしても町内の業者に頼むときに、うちは合わんもんねえと、入札で安うとっとけん合わんもんねというようなことで、ほとんどの場合がそういうふうにしてちょっと蹴られるというケースが多いと聞いたわけですね。ですから、私は知恵を入れて、決まってからじゃなくて決まる前のその入札のときに何%ぐらいは町内業者を入れた値段で出してくれとか、そういうふうな知恵を絞らんと、なかなか町内業者がとられても、そこがまだ利益出さんといかんもんで、そういうようなことで、現実問題としてちょっと厳しいことを聞いている面があるもんで、ですからもう少し知恵を出して、なるだけ町内の業者さんに、そこで少しぐらい高うなっても、税込でまた入ってきたら、お金は回るもんで、そういうようなところで、余り高かってもいかんばってん、ただ入札のときに、もう少し知恵を出されないかなあという感じをしておりますけど、いかがでしょうか。

### ○井崎直樹企画財政課長

議員おっしゃる点につきましては、ちょっと私、一課長の判断でどうこうできるお話でもございません。指名委員会等もごございますので、今後ちょっと検討させる課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

### ○百武和義副町長

先ほどの草場議員の御質問でございますけども、先ほど企画財政課長のほうから答弁いたしましたとおり、なかなか強制ということはできないということから、努めなければならないという表現になっただけかと思っております。そういったことで、落札業者のほうに絶対してくださいということは言えませんので、お願いという形で今後していきたいと思っております。

### ○草場祥則議員

今、私が言いましたようにお願いだけではどうしても入札で競争してとっとると、ですから利益もこっちも抑えとるけん、なかなかこういうふうな小さな町内の業者が見積もり出しても、なかなかとれないというのが本当に現実のような感じがします。ですから、入札の時点で、入札する時点だったら、ある程度強制的に言われると思うので、町長、いかがでしょうか。

### ○田島健一町長

下請契約については、先ほどからるる御説明を申し上げているところでございますけれども、契約約款というのがまずございますので、その約款を結ぶ前からいろいろ言うのはちょっとどうかなあという気がいたします。そして、下請を契約をするとなれば、うちのほうとして下請契約が妥当な契約を結ばれているかどうか、例えば項目

的に例えば建築工事の中で塗装工事が仮にあったとしたときに、設計では塗装工事の部分が100万円やったとしたときに、それを極端に50万円で下請契約を結ぶとか30万円で下請契約を結ぶというのは、それはだめですよというのを、それは発注者側がチェックをすることも可能かというふうに思いますけども、最初から100万円で設計見やるけんが100万円で下請ばさせんしゃいって、これはちょっと市民の中での話でございまして、余り役所としては立ち入れないかなあというふうに思います。しかしながら、適切な価格で契約をしてください、そして町内の業者さんを下請で使ってくださいというのは約款にも書いておりますし、口頭で言うのも悪いことではないというふうに私は思っております。ただ、この方という特別にするんじゃないくて、あくまでも落札業者さんがAさんになりましたので、Aさんのほうに営業をかけてくださいと、そしてAさんとしては下請契約を結ばれたならば、うちに下請契約書を提出するんですかね、県の場合はそれを提出せないかんとなくなつたわけですけども、そういったところで適切な指導を行っていくということにしております。

以上です。

#### ○松尾裕哉学校教育課長

御質問事項につきまして保留をいたしておる事項がございまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、秀島議員さんから御質問がございました今後の外壁等の改修工事の予定はということでございまして、総合計画、財政計画の中で計画をしております事項につきまして答弁をさせていただきます。

平成29年度に白石小学校の体育館の外壁等の改修、それから同じく29年度に北明小学校の校舎外壁等の改修、それから同じく29年に有明西小学校の校舎の外壁等の改修工事を財政計画、総合計画の中で予定をいたしております。

それから、西山議員さんの御質問についての保留分がございまして、この改修についてはということでございまして、縦どいにつきましてウレタンの塗装を施工をするようにいたしております。

以上でございます。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第44号「平成28年度須古小学校校舎外壁等改修工事請負契約について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

## 日程第11

### ○白武 悟議長

日程第11、請願第1号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願書」について議題とします。

質疑ありませんか。

### ○溝口 誠議員

この請願書でありますけども、1つが子供たちの教育環境改善のために計画的な教職員定数改善を推進すること、このことは望みますけれども、2点目、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に還元すること、このことに関しまして、実は小泉内閣のときに行政改革で決定されました国庫負担が2分の1から3分の1に軽減をされました。その軽減された理由がございまして、1つは、この国庫負担が3分の1になったことが各県で総額で定数を決定することができるということになりました。もう一つが、教員の増加が可能になったと。3つ目が少人数学級の充実ができるようになるということ。それから4点目が、都道府県で教職員の給料が決定することができる。5点目が40人学級を下回るころを県で可能にできると。また、6点目ですかね、非常勤を対象に非常勤体制ができるということでございます。それからまた次に、加配ができるようになりました。いろいろなそういうさまざまなこの2分の1から3分の1になりまして都道府県でこの裁量が充実できるようになりました。そういうことで、ここにありますように、この国庫負担金によってこの教員定数改善、なぜ国庫負担でしなければいけないのか、そしてなぜ国庫負担が必要なのかと、今の時点でですね。それからまた、ここにありますが一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。一定水準の教育を受けていないのかということで、非常にそういう意味では、今財政的に厳しいというお話もありましたけど、高等学校においては交付税でこの給与決定されますけども、義務教育においては本当にそういうことで一定水準の教育を受けられることができないような状況であるのかと、そういうことを鑑みましたときに、甚だこの2分の1に還元するということは非常に金額ふやしていいように見えますけど、具体的にこの2分の1になしたときに、じゃどこを改善していくのか、それが明確になってないということを私は思いますので質問いたしました。

### ○秀島和善議員

お答えします。

溝口議員から国庫支出金が2分の1から3分の1に減らされたことによる教育の内容の変化ということで問い合わせがありました。2分の1になったことで各県の総額がふえたこと、教員の増加ができたこと、少人数学級の実現が図られるようになってきた、また非常勤職員、教職員の増加につながってくるということでありましたけれ

ども、お手元の資料に世界最低の日本の教育の公的支出というものを配っております。まず第1に、教育への公的支出は日本はOECD調査の中でも極めて低い位置にあります。経済協力開発機構は24日、2012年の加盟各国の国内総生産GDPに占める学校など教育環境への公的支出の割合を公表しましたがけれども、日本は3.5%で比較可能な32カ国中、チェコスロバキアに並び最下位になりました。OECD平均はこの時点で4.7%です。

さて、2分の1になることでメリットが述べられましたけれども、私は国庫の予算をもとのように2分の1にすることで各県の総額がふえてくること、逆に教員の増加、少人数学級の実現が図られるようになる、また教職員や非常勤の職員の今よりも手厚い指導ができることにつながってくると思います。そのことを述べて理由の説明とさせていただきます。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○久原房義議員

今回は請願ということでございますので、当然議会で付議をしなければならないわけですが、ただこの請願者の方が個人名で実は請願書を提出をいただいております。これは別に個人だから云々ということは余り言えないところもございますけれども、ただむやみに各個人で請願を出された場合に議会としての取り扱いというのが非常に問題じゃないかなというふうにも思っております。そういうことから、ある程度団体、任意でも結構ですので、そういった組織立った中での請願等については、これは当然重きを置いて取り扱いをしなければいけないというふうに思っておりますけれども、今回個人名で請願を出されたというのはどういうことなのか、この方がどういった団体に所属をされておられるのか、そこら辺についてお尋ねをしたいと思います。

#### ○秀島和善議員

まず、請願者のキクジススム氏でありますけれども、所属は佐賀県教職員組合の組合員であります。現在は学校現場で働いてらっしゃいます。昨年もおととしも個人名で請願を出しております。この請願内容については、佐賀県教職員組合でぜひともこの意見書を上げてほしいということでの要請をもって私に紹介議員として来ていただきました。請願者についても個人名で昨年も一昨年も出しておりますので、とりわけ団体名で提出するということはしていなかったというのが経過であります。

#### ○久原房義議員

教職員組合の方ということでございますが、この案件について、これは参考までに教育長の所見をお伺いしたいというふうに思いますが、いかがなものでしょうか。

#### ○白武 悟議長

これ、答弁は秀島議員のほうで。

○久原房義議員

いや、教育の問題やけん、いかんですかね、参考までに教育長の所見は。

○白武 悟議長

請願とはちょっと離れておりますので。

○久原房義議員

内容について教育長の所見をお伺いしたかったわけですよ。

○白武 悟議長

暫時休憩です。

11時02分 休憩

11時03分 再開

○白武 悟議長

再開します。

討論なしと認めます。

これより請願第1号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願書」について採決をします。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立少数です。よって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

あすも議案審議です。

本日はこれにて散会します。

11時04分 散会

---

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年6月13日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 川 崎 一 平

署 名 議 員 前 田 弘次郎

事 務 局 長 吉 岡 正 博